

元気アップ

おきたま事業

「元気アップおきたま事業」では、各地区の健康課題に合わせた講話や体操、調理実習などのプログラムにより、みなさんの健康意識を高めるサポートをします。

みなさんの「元気アップ」のための情報が得られるよい機会ですので、お誘い合わせのうえ、ぜひご参加ください。

〔日時・会場・内容〕

11・12 ページのカレンダー参照

*プログラムは各月で異なります。

*調理実習は事前申込制ですの、ご注意ください。
持ち物は、エプロン・三角巾・手拭きタオル・マスクです。

*体操は事前申込不要です。持ち物は、タオル・水分補給用飲み物・マスクです。

簡単!やさしい

お食事づくり講習会

〔障害者自立生活

サポート事業〕

障害がある方も気楽に参加できるやさしい講習会です。参加者一人ひとりが自身のできることを見つけ、助け合いながら、身体に優しい食事を作り、楽しく食べる講習会です。

みなさんの参加申し込みをお待ちしております。

〔日時〕12月19日(土) 午前9時30分〜午後1時30分

〔会場〕保健福祉センター

栄養指導室

〔対象者〕身体障害者手帳・精神保健福祉手帳・愛の手帳などをお持ちの方、もしくは同等の障害がある方

*初めてお申し込みをされる方は、担当保健師にお身体のお話を聞かせください。
い。

〔メニュー〕11月の参加者皆で考えたクリスマススペシャルメニューです!

心身障害者福祉 手当などの支払

◎20歳以上65歳未満で、心身につきのいづれかの程度の障害を有する手帳の交付を受けた方が対象です。

①身体障害者手帳で1級から4級の交付を受けている方

②愛の手帳で1度から4度の交付を受けている方

③脳性マヒまたは進行性筋萎縮症を有する方

◎都制度
月額1万5500円

（身体障害者手帳1・2級および愛の手帳1〜3度の方など）

◎町制度
月額1万600円

（身体障害者手帳3級および愛の手帳4度の方）

◎町制度
月額6400円

（身体障害者手帳4級の方）

※ただし、所得制限があります。

◎精神障害者保健福祉手帳1級または2級の交付を受けている方

◎町制度
月額5000円

*令和2年8月〜11月分を12月15日に指定の口座へ振り込みます。

カット

医療券（気管支ぜん息）の更新を忘れずに ～大気汚染医療費助成制度～

都内に1年（3歳未満は6か月）以上在住の18歳未満で気管支ぜん息に罹患しているなど、要件を満たす方に対して、認定疾病に係る医療費（保険適用後の自己負担分）を助成しています。

有効期間満了後も引き続き助成を受けるためには更新手続きが必要です。有効期間満了の1か月前を目安に町の窓口で手続きをしてください。もも色の医療券をお持ちの方は、有効期間満了までに更新手続きを行わない場合、資格喪失となり再度認定を受けられなくなります。

詳細は、福祉保健局ホームページまたは福祉保健局環境保健衛生課（☎03（5320）4491）へお問い合わせください。

医療従事者のみなさんへ

医師法などにより12月31日現在の届出が必要です。1月15日（金）までに保健所へ届け出てください。詳しくは、福祉保健局医療人材課（☎03（5320）4517）へお問い合わせください。*薬剤師のみ薬務課（☎03（5320）4503）